

府 監 第 1223 号
平成 21 年 6 月 16 日

請求人 様

大阪府監査委員	品	川	公	男
同	磯	部		洋
同	赤	木	明	夫
同	京	極	俊	明
同	松	浪	耕	造

住民監査請求について（通知）

平成 21 年 5 月 19 日にあなたから提出のあった請求については、下記のとおり却下します。

記

第 1 請求の内容

本件の住民監査請求の内容は、次のとおりである。

『・請求の趣旨

4 月 20 日に橋下知事が新名神高速道路の早期着工の陳情に東上したのは、国への不当要求で看過できない。よって監査委員に対し、橋下知事が東上にかかった交通費 36,780 円を大阪府に返還させるよう求めます。

・証拠方法

旅行命令簿兼旅費内訳の写し一通

日程表の写し二通

・請求の理由

橋下知事は東上する前にマスコミに「猪瀬さんと戦う」と言っていた。しかし請求人が大阪府に確認したところ、実際は猪瀬氏に会っていなかった。つまり橋下知事は嘘をついたことになる。

「国は詐欺師」「国は暴力団以上」など暴言をはき、タレント時代から「霞ヶ関は無駄使いをやめろ」と言っておきながら、今回、霞ヶ関に無駄遣いをさせようとわざわざ東京まで出向いた。高速道路建設の陳情なんてまるで田中角栄の時代に逆戻りで時代錯誤である。橋下知事は大阪のツケを国民の血税で補おうとしているのでは？インターネットの掲示板では「橋下は道路族のイメージキャラクターとして雇われたのではないか？」と書かれても仕方がない。知事は過去に始球式のイベントで「大阪は独立国家になったほうがいい」と発言したが、独立国家になるなら新名神はいらないのではないか？まさに支離滅裂の二枚舌で日本語になっていない。パフォーマンスの自転車操業は自由だが、それなら交通費は自費で行ってほしい。

今回の請求は実質、国民監査請求である。』

第2 地方自治法第242条第1項の要件に係る判断

1 地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対して監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨規定している。

当該規定は、住民に対し、当該地方公共団体の執行機関又は職員による一定の具体的な財務会計上の行為又は怠る事実（以下「財務会計行為等」という。）について、その監査と非違の防止、是正の措置とを監査委員に請求する権能を認めたものである。

したがって、住民監査請求においては、対象とする財務会計行為等がなぜ違法、不当であるのか、その理由あるいは事実を個別的、具体的に示さねばならず、それがなされていない場合は住民監査請求の要件を欠くものというべきである。

2 請求人は、大阪府知事が平成21年4月20日から21日までの間、新大阪駅と東京駅の往復に要した交通費の支給（以下「本件財務会計行為」という。）が違法である旨主張し、その理由として、高速道路建設の陳情は時代錯誤であり、知事のパフォーマンスのための交通費は自費で行うべきということを挙げて、さらに大阪府知事が上京して戦うと言っていた人と会わずに嘘をついたことになるなども主張している。

しかしながら、これらの主張は本件財務会計行為にどのような法律上の違法、不当な事由が存在するのかを個別的、具体的に示すものではない。

したがって、本件請求において、法第242条第1項が住民監査請求の要件としている財務会計上の違法・不当な事由が、個別的・具体的に摘示されているものとは認めることができない。

第3 結論

以上のとおり、本件請求は、法第242条第1項の要件を満たさない不適法な監査請求であるから却下する。